

令和7年度 新川地区町政懇談会

開催日時 令和7年10月30日(木) 午後7時～午後8時

開催場所 新川公民館

出席者 立山町 舟橋町長、杉田副町長、杉田教育長、清水総務課長、
作田教育課長、野田建設課長、山田商工観光課長、石黒補佐
新川地区区長会 林 敬博 会長
企画政策課 瀬本課長、柳田課長補佐、山本係長、富崎主任

参加者数 50名（うち町職員4名）

1 挨拶

町長 挨拶

林会長 挨拶

2 懇談会

(1) 町からのお知らせ（建設課より説明）

①空き家等の対策について

(2) 質疑応答

●特定空き家について、命令に従わない場合の50万円以下の過料について

(建設課長)

過料については、法に定められているものです。

町としては、特定空き家になる前に、補助金等を活用し空き家を除却する等対応していただきたいと考えております。

●以前所有していた家が空き家になり、町に撤去の相談をした。その際、空き家の状態から、倒壊の危険がないとのことで補助金がでなかったため、自己負担で撤去した。補助金をもらうために倒壊するほど危険な状態になるまで待つのもおかしいと思うが、どのような基準なのか。倒壊の危険がない住宅にも、少しでも補助金はでないのか。

(建設課長)

国の補助基準であり、ご理解いただきたくお願いいたします。

(町長)

補助金50万円の内訳は国が25万円、町が25万円です。

この補助制度は新しいもので、人の財産に対し補助金を出すことはこれまでありませんでしたが、全国の市町村で問題になっていることを受け、国が整備した補助制度です。

できるだけ所有者が管理し対応していただきたいと思います。
相続人がおらず仕方なく町が費用負担して代執行したケースもあります。

(3) 地区協議事項

1. ヨネックス株式会社建設に関する雇用促進やスポーツ環境の整備等

沢端地内で建設予定のヨネックス株式会社については、その企業イメージから、地域住民は明るい気持ちになり期待感が高揚している。

地域住民の雇用促進やスポーツ環境の整備など、町と企業が一体となって地域の活性化を図っていただきたい。

今後の行政の支援のあり方と、地域としてどのように企業と連携を進めていけばよいか、他地域の事例等があれば教えていただきたい。

立山町からオリンピック選手が育てばいいと思う。

(商工観光課長)

報道等でご存じのとおり、町は、令和7年3月にヨネックス株式会社との進出協定を締結しました。

近年、バドミントンは世界中で注目が高まり、それに伴い、ラケットやストリングなどバドミントン用品への需要も高まっており、生産能力の向上と供給体制の強化を目指し、立山町での工場新設を決められました。

立山町を選ばれた理由としましては、既存の新潟工場や東京本社との連携のしやすさと、全国的に見ても比較的自然災害が少ないという点を重視されたとのこと。

ヨネックス株式会社からは、「立山町で最高の製品を創り出し、世界の、より多くのお客様に届けていきたい」と伺っており、町としましても地元の皆さまと同様、非常に期待しているところです。

現在、沢端地内の用地の造成工事が完了し、町では今後、売買契約に向けて手続きを進めてまいります。

ヨネックス株式会社では、新工場の設計を進めておられます。

新工場の着工は令和8年度、竣工は令和9年度の予定です。雇用については、地元を中心に80人程度の雇用を目指しておられます。雄山高校にも訪問し、進路指導の先生にアピールされるなど、雇用の確保に向けて活動されているところです。

町では、ヨネックス株式会社の進出を契機として、立山インターチェンジ周辺への企業誘致をさらに進めてまいります。今後、企業から進出の相談があった場合には、地元の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

(教育課長)

ヨネックス株式会社の町への進出についての報道発表後、スポーツ振興や健康増進の分野で相互の資源を生かした町との連携協定を締結することについての申出を行い、ヨネックス株式会社からは、工場の完成後に締結したい旨の回答をもらっています。

ヨネックス株式会社は、これまで、連携協定を締結した新潟県長岡市や埼玉県草加市等とスポーツ振興やジュニア選手の育成、健康増進に関するイベント開催等を行っております。町としては、これらの先行事例を参考としながら、ヨネックス株式会社と連携・協力した取組みを広く町民とともに進めてまいりたいと考えています。

2. 高野川法面の改修について

高野川の法面の竹・樹木の生い茂りや土砂の堆積により、川幅が極端に狭くなり、水の流れが悪くなっている。

法面のコンクリート吹付部分が割れ、水により浸食し、堤防に人が落ちるような穴が数か所にできており、堤防フェンスの土台が機能しなくなっている。

高野川法面の改修（樹木及び堆積土砂の撤去）及び高野川堤防、法面の危険個所の調査を早急をお願いしたい。

（建設課長）

高野川を管理する県立山土木事務所に確認したところ、「浦田地内における右岸側に土砂が堆積している状況を確認しており、今年度、草枯れ後（令和8年2月～3月）に土砂撤去などを実施する予定としている。具体的な場所は、ヘアサロン山崎さん付近にある橋梁から下流側の富山地方鉄道立山線の鉄道橋までの区間を計画している。また、堤防、のり面の危険個所の調査については、今後も引き続き河川巡視等により河川状況を把握し、必要に応じて対策を検討したい。」とのことでした。

（4）意見交換

- 高野川の堆積土砂の撤去について、今年度実施する場所以外（立山線から東側の柘津川までの合流区間など）でも堆積している。継続的に実施してほしい。

（建設課長）

計画的に実施するよう県立山土木事務所に要望します。

- 空き家撤去の補助金の対象について

（建設課長）

不良住宅の基準があり、町職員や建築士が確認し判断することになります。

物件にもよりますが、人が住めるような空き家は対象にならないと考えていただければと思います。

（町長）

住める空き家は売っていただきたいと思います。町の空き家バンクに登録したり、不動産会社に相談したりしていただきたいと思います。

撤去の補助50万円は令和6年度に6件の利用がありました。

- 高野川の危機管理型水位計が洪水で破損したが、設置されていたものは自動でないため、消防団が近くまで行き目視で確認しており危険であった。浚渫工事と併せて改善してほしい。
- 栃津川と合流することでバックウォーターの危険もある。高野川で撤去する土砂の量が、バックウォーターの危険性の改善にどう影響するか、土木事務所の専門的な見地で住民に説明してほしい。

(建設課長)

交益橋の破損箇所及び水位計については、すでに新しいものに更新され、夜間でも確認できる塗料になっています。

浚渫については、継続的に計画的に進めるよう土木事務所に引き続き要望します。

- 富山県内にはバドミントンの強豪校やバドミントンに力を入れている企業がある。その中のひとつがヨネックス株式会社であり、その工場が立山町に建設される。富山県レベルでPRし、バドミントンの魅力を知っていただき、バドミントン人口が増えることを期待したい。

(商工観光課長)

ヨネックス株式会社が工場建設地として立山町を選んだ理由のひとつに、富山県にはトナミ運輸の実業団チームやバドミントンの強豪校が多く、バドミントンの盛んな地だということも挙げられていました。

立山町でも、雄山中学校の部活動やスポーツ少年団で多くの生徒が成績を残し活躍しています。ヨネックス株式会社の進出を契機に、立山町でもバドミントンが、より盛んになればいいと考えます。

- 高野用水保全協議会では、仁右衛門用水からの分離から高野用水として大窪まで管理しており、大窪から浦田までは県土木事務所が管理している。協議会として県立山土木事務所に要望に行ったこともある。高野川の工事から50年余り経っており、側面で割れているところや穴が開いているところもあり、改修対応していただきたい。

町から土木事務所にどう要望していくのか

(建設課長)

地区のみなさんから要望をいただいているので、管理者には、声を大にして、少しでも早い復旧及び補強について要望します。

(町長)

一昨日、立山土木事務所長にこの件について話をしました。土木関係の予算はもうないとのことでしたが、クマ対策の観点で予算確保できないか要望したとこ

ろです。

さらに、県知事の前で、県土木部長にも同様の要望をし、土木部長からは危険箇所を報告してほしいと言われたところです。

これまでは県単独予算でしたが、全国的に問題が起きていることから、期間限定ですが緊急浚渫推進事業として起債の対象になりました。あとから7割の地方交付税措置があり、県としては3割負担で実施できるものです。この有利な起債を活用して事業を進めていただくようこれからも県に要望してまいります。

●屋敷林の剪定枝の処理について

環境センターに持ち込めば処理してもらえるが、葉を取り除いたり条件が厳しい。

以前、1回だけだったが、新川公民館に剪定枝を持ち込み回収してもらった機会があり、大変助かった。他自治体で実施している剪定枝の回収を、立山町でも、年1回でもいいので回収してもらえないか。

(町長)

3年前にモデル地域として、新川公民館に1トン袋を置き、試験的に剪定枝の回収を実施しました。

剪定枝をゴミとしてクリーンセンターに持ち込むと費用がかかるため、少しでも粉碎し持ち込むゴミを減らすことができないかという思いから実施したが、想定以上にコストがかかることがわかり、実証事業は1回で終了しました。

現在の剪定枝の回収方法では足りないと認識しており、担当である住民課では仕組みを大規模に変更できないか検討しているところです。回収の回数や方法など研究しているところです。

畑をお持ちの方は、葉っぱはゴミに出さず土に還していただくなど、クリーンセンターに持ち込むゴミの量を減らすためご協力をお願いいたします。また、自宅での剪定枝の焼却処分は、廃棄物処理法の例外規定があり、火事対策できており迷惑がかからないことを前提に焚火が認められています。剪定枝の回収も含め、再度広報で周知したいと考えています。

クマ対策として、柿の木の伐採の補助があります。伐採を業者に依頼する場合は、農林課に相談してください。

松倉議員あいさつ

3 閉会

終了